

が変わります

国民健康保険・後期高齢者医療制度

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課
 後期高齢者医療保険料に関すること ☎(0857) 20-3486
 国民健康保険料に関すること ☎(0857) 20-3483

●後期高齢者医療保険料について

平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、保険料の納付が始まります。納付方法は、基本的に特別徴収(年金からの引き去り)になりますが、普通徴収あるいは併用徴収の人もあります。

対象となる人	納付方法	注意点
以下のすべてに当てはまる人 ●年金が年額18万円以上 ●後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人 ●後期高齢者医療制度の開始と同時に 国民健康保険から 後期高齢者医療制度に加入する人	特別徴収	●前年の所得が確定してから年間の保険料を算定するため、年度の途中で納付額が変更になることがあります。 ●被用者保険(健康保険や共済保険など)の被扶養者から後期高齢者医療制度に加入する人は、平成20年9月までは保険料が徴収されません。 ●4月上旬に納付方法をお知らせします。
以下のすべてに当てはまる人 ●年金が年額18万円以上 ●後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人 ●後期高齢者医療制度の開始と同時に 国民健康保険以外から 後期高齢者医療制度に加入する人	併用徴収	●普通徴収分については、納付書などにより指定された金融機関でお支払いください。 ●特別徴収分は、年金から引き去りされます。 ●加入の時期によって、普通徴収のみになる場合があります。 ●7月中旬ごろに納付方法をお知らせします。
上記以外の人	普通徴収	●納付書などにより指定された金融機関でお支払いください。 ●7月中旬ごろに納付方法をお知らせします。

●国民健康保険料について

国民健康保険料も、平成20年10月から特別徴収(年金からの引き去り)による納付が始まります。平成20年度の納付方法は以下の通りです。

対象となる人	納付方法	注意点
以下のすべてに当てはまる世帯の世帯主 ●国民健康保険に加入している世帯員全員が65～73歳の世帯 ●世帯主の年金が年額18万円以上 ●国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下	併用徴収	●普通徴収分については、納付書などにより指定された金融機関でお支払いください。 ●特別徴収分は、年金から引き去りされます。 ●加入の時期によって、普通徴収のみになる場合があります。 ●7月中旬ごろに納付方法をお知らせします。 ※口座振替で納めている人は引き続き普通徴収分を口座振替します。
上記以外の世帯主	普通徴収	●納付書などにより指定された金融機関でお支払いください。 ●7月中旬ごろに納付方法をお知らせします。

●納付時期(後期高齢者医療保険料と国民健康保険料に共通)

	特別徴収 年金から引き去ります	併用徴収 年金引き去りと納付書納付の両方で納付します	普通徴収 納付書で納付します
4月	特別徴収【第1回】		
5月			
6月	特別徴収【第2回】		
7月		普通徴収(第1期)	普通徴収(第1期)
8月	特別徴収【第3回】	普通徴収(第2期)	普通徴収(第2期)
9月		普通徴収(第3期)	普通徴収(第3期)
10月	特別徴収【第4回】	特別徴収【第1回】	普通徴収(第4期)
11月			普通徴収(第5期)
12月	特別徴収【第5回】	特別徴収【第2回】	普通徴収(第6期)
1月			普通徴収(第7期)
2月	特別徴収【第6回】	特別徴収【第3回】	普通徴収(第8期)
3月			

※納付方法や金額は、年度の途中で変更になる場合があります。その際は、変更の都度お知らせしますので、ご確認ください。

平成 20 年 4 月から 医療保険制度

特別医療費助成制度

特別医療費助成制度は、重度の障害のある人や乳幼児などを対象として、病気やケガを病院などで治療した場合に窓口で支払う医療費の自己負担部分（国民健康保険の被保険者の場合は総医療費の3割または2割）

の全部または一部を、県と市町村が助成する制度です。子育て支援を一層充実させるとともに、今後も持続可能な制度とするため、平成 20 年 4 月から制度の一部を変更しますので、その内容をお知らせします。

●小児通院の助成対象が拡大されます

これまでは5歳未満の小児が対象でしたが、「小学校就学前の小児」（誕生日が平成 14 年 4 月 2 日以降）まで対象年齢が拡大されます。

新たに対象となる小児の保護者には3月中に通知書を送付しますので、4月末までに保険年金課または各総合支所に申請し、特別医療費受給資格証を受け取ってください。

●受給資格証が変更になります

現在（青色）の特別医療受給資格証の「5歳未満児」「就学前入院」「特定疾病」「ひとり親家庭」のいずれかに○印がある場合、資格証が変更になりますので、3月中に新しい資格証を郵送します。これまでお使いの資格証は4月以降に各自で処分（個人情報保護のため、シュレッダー・はさみなどで裁断してください）するか、問い合わせ先にご持参ください。

●市民税非課税世帯の入院費に負担上限額が設定されました

小児、ひとり親家庭、特定疾病の市民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」などを交付された人は、入院費に上限額が設定され、負担が軽減されます。

問い合わせ先

市役所 南庁舎 保険年金課
☎(0857) 20-3486

		入院	通院
自己負担額（1 医療機関あたり）		1,200 円/日	530 円/回
月額負担上限額	市民税非課税世帯	15 日（18,000 円） ※上限を設定	4 回/月（2,120 円）
	市民税課税世帯	通常負担	

●全受給者共通です

- ・入院時の食事療養費（食材料費）を負担していただくようになります。
- ・院外薬局での自己負担金は、これまでどおり全額助成します。

●重度の障害がある人も世帯の所得状況などに応じた医療費負担になります

現在（青色）の特別医療受給資格証の「身障」「重度」「精神」のいずれかに○印がある人は、これまでは医療費の全額を助成していましたが、4月以降は所得に応じて医療費の一部、あるいは全部を負担していただくこととなります。

資格証の発行日が平成 19 年 12 月 14 日以前の人のうち、「承諾書」を返送されていない人や所得課税証明書の提出が必要と通知した人でまだ提出されていない人については、4月以降有効の資格証を発行できませんので、早めに手続きしてください。承諾書を返送された人には、3月下旬に結果を通知します。

1 医療機関ごとの月額負担上限額		入院	通院
住民税非課税世帯	本人が住民税非課税	負担なし	
住民税課税世帯	本人が住民税非課税(A) 老齢福祉年金支給対象となる所得額の人(B)	5,000 円/月	1,000 円/月
	老齢福祉年金支給対象以上の所得額の人	10,000 円/月	2,000 円/月
		通常負担 (医療保険に基づく自己負担)	

- ※自立支援医療を受ける場合は、別途自立支援医療の申請が必要です。
- ※(A)(B)の人でも、自立支援医療のうち高額治療継続者（人工透析・統合失調症など）については、その傷病の治療費の全額を助成します。

問い合わせ先

市役所 南庁舎 生活福祉課 ☎(0857) 20-3474

保険証は郵送でお届けします

国民健康保険

新しい保険証は、3月15日ごろから世帯主あてに配達記録郵便でお届けします。現在お使いの保険証の有効期限は平成 20 年 3 月 31 日までですので、4月以降に各自で処分するか問い合わせ先にご持参してください。

なお、保険料を完納されていない人は、市役所 南庁舎 保険年金課または各総合支所 福祉保健課の窓口で保険証の更新手続きをしてください。

※国民健康保険以外の健康保険に加入された人は、手続きが必要です。新しい保険証（扶養者分を含む）と国民健康保険証をお持ちのうえ、右記問い合わせ先にお越しください。

後期高齢者医療制度（ピンク色の保険証）

後期高齢者医療制度は、対象となる一人ひとりが被保険者です。3月8日ごろから保険証を一人に1枚ずつ、配達記録郵便でお届けします。

配達時にご不在の場合は、いったん郵便局で保険証を預かります。郵便局に取りに行くか、時間帯指定再配達などを利用してお受け取りください。

郵便局の保管期間後は保険年金課でお預かりします。

問い合わせ先

市役所 南庁舎 保険年金課 ☎(0857) 20-3482
各総合支所 福祉保健課（16 ページ参照）